

萩原 宏（元日本森林林業振興会副会長）

山梨県では、恩賜林の保護を入会慣行に由来するいわゆる恩組が担っている。その中身は、保護責任のある同一の恩賜林が単一市町村の場合にはその市町村、数市町村に渡る場合には恩賜林保護組合、合併後の新市町村の一部の場合には恩賜林保護財産区となっていて、現在160の恩組がある。恩組に対しては恩賜林の保護の責務が課せられる一方で、保護する恩賜林の樹木を県が売払った場合には売払額の一定割合が関係恩組に交付される。また、恩賜林を開発事業の用に供する場合にも賃貸料又は売払代金の一定割合が関係恩組に交付されることになっていて、これらのことは県の条例に定められている。

私見を言わせてもらえば、これは入会慣行がより近代的な権利・義務関係に発展している例ではないだろうか。そして、その結果として恩組は恩賜林の保護に貢献するばかりでなく、山梨県の森林・林業の活性化や地域の振興にも有効であり、歴史的・地域的経緯の中で入会と県の共生が図られていると見られる。

恩組の中で最大規模のものが富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合（以下「吉田恩組」という。）である。関係入会地の面積は県有林、国有地、吉田恩組有地合わせて8,100haであり、この中に自衛隊の演習地が含まれている。予算規模は平成27年度で収支共に28億円で、小さな市町村並みである。収入では演習地に係る恩組有地の賃貸料と県有林の交付金のウエイトが高く、支出では市村配分金、公用・公共施設助成金、地域団体事業補助金が計18億円を占めている。入会地に演習地があるという特殊な条件による収入によるものではあるが、地元市村の振興には大きく貢献していると言える。吉田恩組はその豊かな財政力を有効活用して、義務である恩賜林の保護に加えて、森林・林業の振興にも取り組んでいる。それは造林事業の外、森林文化事業、生産事業、木質バイオマス活用事業にまで及んでいる。この吉田恩組には江戸時代中期以降280年の歴史があるが、その中に関係者が入会権の確保のために権利主張、裁判等を通じて膨大なエネルギーを注いできたことがうかがえる。平成10年の第6次北富士演習地使用協定の締結に際し、山梨県の職員として吉田恩組との交渉に臨んだ私にも、なかなかタフな交渉相手だったという記憶がある。

山梨県において、吉田恩組を始めとする恩組に対して適用されているシステムは、他の県にはあまりない条件下のものであることから、普遍的に適用することは難しいだろう。ただ他の県も他の入会地の関係者も近代化した旧入会地や現入会地を有効活用し、地域の振興や住民福祉の向上につなげることもっと積極的に取り組むべきだと思う。そして、東日本入会・山村研究会の会員の皆さんも、入会地を研究対象として見るだけでなく、地域の振興や住民福祉の向上につなげるツールと考えていただき、色々なアイデアが会で議論されるのを期待する次第である。